

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年8月1日から6年8月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年8月は32万円、同年9月から6年7月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成7年2月28日から同年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年3月1日まで

私は、平成5年7月1日から12年3月31日までの期間、A社に継続勤務していた。在職中に経営悪化のため厚生年金保険から抜ける旨の説明があったことを記憶しており、私の厚生年金保険の被保険者資格は、7年2月28日に一度喪失し、同年12月1日に再取得しているが、同年2月の保険料については、給与から控除されていたので、同年2月28日から同年3月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、給与明細書を提出するので、平成5年7月1日から7年2月28日までの期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年8月1日から6年8月1日までの期間について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額により、平成5年8月は32万円、同年9月から6年7月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成5年8月1日から6年8月1日までの期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は24年に破産している上、当該期間当時の事業主は他界し、破産手続開始当時の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年7月1日から同年8月1日までの期間及び6年8月1日から7年2月28日までの期間について、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間のうち、平成7年2月28日から同年3月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書及び同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同年12月1日に再度適用事業所となり、同年2月28日から同年11月30日までは適用事業所でないことが確認できるが、同社の登記簿謄本によると、当該期間において法人事業所であることが確認できることから適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額により30万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成24年に破産している上、当時の事業主は他界し、破産手続開始当時の事業主は当時の資料が無く不明としているが、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成21年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月16日から同年4月1日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A社の厚生年金保険被保険者資格取得日が平成21年4月1日となっているが、実際は同年3月16日に入社している。保険料控除の事実が確認できる給与支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書、事業主が提出した源泉徴収簿及び事業主の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成21年4月のオンライン記録及び給与支払明細書により確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、昭和48年3月16日にA社に入社し、C社でD職として49年12月15日に退職するまで継続勤務して厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の同僚の証言及び雇用保険記録から、申立人が申立期間にA社のグループ会社であるC社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種の同僚が提出した給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、当該給与支給明細書に記載された事業所名は、「C社」の押印が確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると昭和49年9月5日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、E社F事業部に在籍し、申立人と同様にC社に勤務していたと供述する同僚二人から提出された給与支給明細書は、上記のA社に在籍していた同僚の給与支給明細書と同様「C社」の押印が確認できるところ、E社F事業部に在籍していた上記二人の同僚の申立期間に

おける厚生年金保険被保険者記録は、E社F事業部において継続している。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月5日に資格取得した者のうち、それまでE社F事業部に在籍していた者67人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、それまでの間はE社F事業部で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、E社F事業部においては、同社に在籍していた者について、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従前の事業所で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、申立人が在籍していた同社のグループ会社であるA社においては誤って同様の処理が行われなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8905

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から同年8月1日まで

A社を退職したのは昭和51年7月31日であるが、国（厚生労働省）の記録では厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月1日と記録されている。源泉徴収票、退職金明細書及び雇用保険の記録により、退職日は同年7月31日であることが確認できる上、給与明細書からは同年7月の厚生年金保険料が控除されている。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、退職金明細書、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関連資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8906

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和57年3月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和28年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和56年12月31日から57年3月1日まで  
国（厚生労働省）の記録を確認したところ、私が勤務していたA社の厚生年金保険の被保険者期間に脱退期間があることが分かった。  
継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及びB厚生年金基金の記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社の事業所台帳から、同社は、昭和56年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされ、57年3月1日に再度厚生年金保険の適用事業所として加入していることが確認できる上、A社における健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から、56年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が38人確認できるところ、このうち、被保険者原票に同日以降の異なる日付の資格喪失日が記載され、57年3月2日付けで、資格喪失日を56年12月31日に遡って訂正されている者が5人、被保険者原票に「被保険者証返納済 57.3.2」又は「被保険者証回収不能届 57.3.2」と記載されている者が申立人を含め32人確認できる。

また、A社の事業主は、「当時、社会保険料の納付は遅延していた。」と供述している上、同社の複数の同僚は、「当時の会社の経営は苦しかった

た。」と供述していることから、申立期間当時、同社の経営は悪化していたことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間の給与明細書及び源泉徴収票を所持しており、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降も、同社から申立人に対し給与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿及び複数の同僚の雇用保険の記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降も5人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、A社において再度被保険者資格を取得した57年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者原票の昭和56年11月の記録から、28万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万8,000円、申立期間②は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日  
② 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万8,000円、申立期間②は10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 26 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、申立期間において、3万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8909

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、申立期間において、8万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8910

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

年金事務所からの通知により、A社において申立期間に支給された賞与（半期B）の記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、申立人は、申立期間において、4万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5558

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から62年3月まで  
私が教員になる1年前の昭和61年頃、私の母が、A社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行い、その後、同社会保険事務所窓口で、20歳まで遡った分の国民年金保険料として、父が出してくれた約50万円で特例納付してくれた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和61年頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、20歳まで遡った分の国民年金保険料として、父が出してくれた約50万円で母が特例納付してくれたとしているが、同年以降に特例納付制度は実施されていないほか、申立人の母は加入手続及び保険料納付に関し記憶が明確ではないことから、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで

私は、国民年金の任意加入被保険者の資格喪失をした覚えはなく、国民年金保険料は銀行や郵便局で納付していた。近くに住んでいる夫の兄嫁は私と同姓同名なので、年金記録が混同しているのではないかと疑っている。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入被保険者の資格喪失をした覚えはなく、国民年金保険料は銀行や郵便局で納付していたと申述しているが、A市（現在は、B市）の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和60年5月18日に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失をしており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は制度上保険料を納付できない未加入期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人と同姓同名であるその夫の兄嫁からは話を聞くことができない上、オンライン記録によると、その夫の兄嫁に係る申立期間の国民年金保険料の納付記録に不自然さは見当たらないことから、申立期間について、申立人の納付記録と混同されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5560

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から48年3月まで

私は、22歳頃（昭和47年頃）にA市役所から最初の国民年金保険料の納付書が送られてきた時は納付しなかったが、23歳頃（48年頃）に、同市役所から2回目の保険料の納付書が送られてきた時に、妻に頼んでB町にある社会保険事務所（当時）で3万4,200円を納付してもらった。20歳になった45年\*月から3年数か月分の納付書が送られてきた記憶がある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、A市役所から2回目の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その妻に頼んで社会保険事務所で、3万4,200円を納付してもらったと申述しているところ、49年1月から50年12月までの間に実施されていた第2回特例納付の制度を利用し、同年5月から同年12月までの間に申立期間の保険料を納付すれば、その保険料額は申立人の主張のとおり3万4,200円となるが、申立人は、23歳頃に納付したと述べるのみであり、納付時期についての記憶は明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年1月頃に払い出されたと推認でき、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、48年4月から49年3月までの国民年金保険料7,650円を同年2月1日に納付していることが確認でき、申立人の申述とは符合しない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5561

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年6月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年6月から13年2月まで

私は、大学在学中の平成11年\*月に20歳になったため、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、保険料を滞納していたため、母が平成12年から13年頃に納付してくれたはずである。

申立期間が国民年金の未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成12年から13年頃に申立人の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の保険料の納付を行ったとするその母は、「娘が学生の時には、保険料を納付していなかった。」と申述しており、申立人の主張と一致しない。

また、その母は、「娘が学生だった期間の国民年金保険料は、平成18年9月に50万円くらいをまとめて納付した。」と申述しており、申立人から提出された18年9月28日付けの領収印のある13年3月から16年3月までの学生納付特例期間における追納保険料の領収書によると、合計額は51万1,720円であり、その母が納付したとする金額とおおむね一致している上、当該追納保険料納付時点では、申立期間の保険料を納付した形跡が見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立期間は学生納付特例期間ではなく、上記追納保険料納付時点では時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の期間であり、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性はかなり低くなっていると考えられる。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5562

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚するまでは祖父母及び妹と同居しており、祖父が私の国民年金の加入手続をしてくれ、結婚前及び結婚後の期間の国民年金保険料を代わりに納付してしてくれたはずである。妹の加入手続及び保険料納付についても祖父が行っていたはずで、妹は 20 歳から保険料を納めたことになっている。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「祖父が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を代わりに納付してしてくれたはずである。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとするその祖父は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日欄に「昭和 61 年 4 月 1 日」、被保険者種別欄に「3号-B」と記載され、オンライン記録でも、申立人の被保険者資格取得日が 61 年 4 月 1 日となっており、申立人は国民年金第 3 号被保険者の制度が創設された同日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、それ以前の期間である申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録では、A社（現在は、B社）の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 53 年 2 月 28 日となっているが、この日付は私が同社を退職した日であるので、同年 3 月 1 日が正しい資格喪失日である。この記録は誤りであるので調査し記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 53 年 2 月 28 日まで在籍しており、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 3 月 1 日であると主張している。

しかしながら、事業主は、既に当時の資料が無く、申立人の勤務期間については不明である旨の回答をしており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 53 年 2 月 27 日となっている上、申立人と同時期に同社に勤務していた複数の同僚も、申立人がいつまで勤務していたかは不明であるとしていることから、申立期間に係る勤務実態を確認することはできない。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、申立人と同様に、雇用保険の記録により離職日が月末の前日となっていることが確認できる同僚 5 人は、月末付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8911

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
勤務していたA社(現在は、B社)から、平成 18 年 4 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C銀行D出張所から提出された申立人に係る取引推移表によると、オンライン記録により標準賞与額の記録が確認できる平成 18 年 7 月及び同年 12 月賞与については振込みが確認できるものの、同年 4 月については賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8912

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
勤務していたA社(現在は、B社)から、平成 18 年 4 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 18 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における標準報酬月額及び標準賞与額に基づいて算出される 18 年分の社会保険料の金額を若干上回っていることにはうかがえるが、B社は、関係資料は保存されておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8913

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月から30年5月まで  
② 昭和30年10月から31年5月まで  
③ 昭和31年10月から32年5月まで  
④ 昭和32年10月から33年5月まで  
⑤ 昭和33年10月から34年5月まで

A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立期間中に申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、登記簿謄本により平成21年1月\*日に解散していることが確認できること、及び申立期間当時の事業主は死亡している上、解散時の事業主は「事業所の解散時に人事関係資料を廃棄しているので、勤務の実態や保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間当時、期間雇用社員として一緒に勤務したとする複数の同僚についても、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名を確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金

保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。